

# マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、有限会社サイバーゼットのマージン率等について公開致します。

※令和6年7月8日現在

## 1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	有限会社サイバーゼット
拠点の所在地	東京都荒川区南千住五丁目 37-5-501

派遣労働者数	派遣先事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (① - ②) ÷ ①
11	1	30,800	22,400	27.3%

### ○マージン率とは

派遣先より有限会社サイバーゼットに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

### ○マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)	
会社運営経費	健康診断費用	一般検診及び生活習慣病予防健診の受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費(求人誌及びインターネット等)登録会場費
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理等)
営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等	
営業費用	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用 会社運営経費を差し引いた利益	

## 2. 教育訓練に関する事項

- ・ ビジネスマナー教育
- ・ CAD 研修
- ・ 施工図作成(基礎及び上級)

## 3. キャリアコンサルティング相談窓口について

〈キャリアコンサルティング代表窓口〉 090-8451-5733

## 4. 労働者派遣法 第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・ 労使協会の締結可否 : 締結済み
- ・ 労使協会の対象となる派遣労働者の範囲:原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- ・ 労使協会の有効期間の終期 : 令和8年3月31日